

## 平成28年度 第1回 大和郡山市自治基本条例検証委員会

### ① 開催日時

平成28年9月29日（木） 午後2時00分～午後3時30分

### ② 開催場所

大和郡山市役所 2階 200会議室

### ③ 出席者

伊藤忠通委員長、植村俊博委員、白井輝幸委員、飯島敬子委員、亀岡静代委員、  
住田明秀委員、浅井眞智子委員、吉村安伸委員、嘉幡敬司委員

以上9名

事務局3名

### ④ 次第

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 出席者紹介
4. 委員長の選出について
5. 大和郡山市自治基本条例について
6. 自治基本条例の検証について
7. その他
8. 閉会

### ⑥ 議事

○事務局 それでは、これより平成28年度第1回大和郡山市自治基本条例検証委員会を開催いたします。

皆様には、御多忙にもかかわらず、自治基本条例検証委員会委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は御多忙の中、御参集いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

それでは、早速でございますが、委員委嘱に関しまして、お手元に上田市長からの委嘱書をあらかじめ、お配りさせていただいております。

まず初めに、上田市長から委員委嘱にあたりましての御挨拶を申し上げます。市長、お願いいたします。

○上田市長 皆さん、こんにちは。

あいにくのお天気になりました。昨日から今日にかけて大雨ですし、また台風が発生したということで、来週もしばらく雨が続きそうです。そういう中、本日お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

委嘱書をお手元にお配りさせていただいておりますが、様々な分野で御活躍をいただいている方々と、そして、公募委員ということで、お二方にお引き受けいただきまして、感謝を申し上げたいと思います。

自治基本条例は、平成24年4月に施行し、4年半が経ったわけであります。あの当時を思い起こしますと、成立に至るまでは、非常に数多くの激論がございました。今でもよく覚えております。たくさんの多岐にわたる御意見をいただきまして、揉みに揉んで、完成したというところから、自治体の憲法として大切にしていきたいと思えます。

ただ、あれから4年半ということで、社会情勢も随分変わりました。自治の様子も刻々と変わってまいります。例えば、1つの例として子育ての分野では、横浜で始まったらしいのですが、A s M a m a（アズママ）というものがあります。SNSやスマホでネットワークをつくって、1万人ほど登録があるそうですが、今日助けてほしい、預かってほしいと言えば、条件の合う人が手を挙げて、ワンコイン、1時間500円で預かるという仕組みが急速に広がっているそうです。これは、いわゆる自治とは違うレベルでネットワークができていくということで、我々も、それに応じた発想を持たなければならないと思っています。

また、これが発展して、預けるだけではなく、A s M a m a の組織として研修の仕組みがあって、サポートする側の資格があり、新たな仕事がそこから生まれてくるという仕組みになっているようでございます。時代は変わっていくなと思っています。

しかし、防災の面から言いますと、いざというときにSNSやスマホが使えない可能性も出てくる。そうすると自治の組織や仕組みも当然必要であるし、そういう部分を両にらみで見えていかなければならない時代かなと思っています。

それから、2年前に県との間で、まちづくりの包括協定というのを結ばせていただいたのですが、近鉄郡山駅を中心とするエリアのまちづくりについて考えていくため、2年がかりで基本構想ができ上がりました。明日、その報告会がございます。この2年間、従来とは全く違う手法ですが、いわゆるワークショップで市民の皆さんの意見をどんどん出していただき、積み重ねてまいりました。今まででしたら、閉ざされた委員会で、原案をつくって、お示しするという方法でしたが、全く逆の方法で、随分いろんな意見を出していただきました。良かったのは、この地域、このふるさとに対する皆さんの熱い思いが、いかにすごいかということ職員が肌で感じてくれたということです。この気持ちを大事にして、進めていきたいと思っております。

これからの自治に関する基本的なルールとなる条例でございますので、検証委員会という名前は物々しいですが、ざっくばらんに忌憚のない御意見を出していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今日はお忙しい中、本当にありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。上田市長は、この後、公務がございますので、これにて退席いたします。

続きまして、本日の会議の出席者の御紹介をいたします。

(省略)

次に、次第4の委員長の選出についてでございます。恐れ入りますが、資料2の大和郡山市自治基本条例検証委員会運営要綱をごらんいただけますでしょうか。要綱第5条第1項の規定に、委員長は委員の互選により定めるとあります。委員長の選出については、いかがでございますでしょうか。

○A委員 僭越ではございますが、B委員におかれましては、以前にも、本市の土地開発公社経営検討委員会の委員長をお務めいただき、現在は、本市の上下水道事業審議会の会長にも就任していただいております。本委員会の委員長もB委員にお願いできたらと思っております。よろしく願います。

○事務局 ありがとうございます。ただいま、B委員との意見がございました。いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございます。皆様の御賛同を得ましたので、B委員に委員長をお願いしたいと思います。B委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○B委員 よろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございます。それでは、B委員、委員長席のほうへ、よろしくお願ひいたします。

ここからは、要綱第6条第2項の規定に基づき、B委員長に議事の進行をお任せいたします。委員長、よろしくお願ひいたします。

○B委員長 委員長を拝命いたしまして、皆様の御協力のもと進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ではございますが、お手元の次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。次第5の大和郡山市自治基本条例についてということで皆様にお諮りしたいと思います。

まず、説明を受けた後で、皆様から意見を賜りたいと思います。では、説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局 本日お配りしております配付資料の御確認をさせていただきます。封筒の中に入っております資料ですが、最初が次第でございます。続きまして、資料1が、本委員会の委員名簿です。資料2が、先ほどごらんいただきました検証委員会の運営要綱でございます。資料3が、大和郡山市自治基本条例というタイトルのものがございます。資料4が、検証の結果、改正した自治体に関する資料です。資料5が、検証の結果、改正しなかった自治体に関する資料になっております。資料6が、逐条解説書の改正案に関する新旧対照表になっております。最後が、検証の事前資料として、既にお配りしております自治基本条例のパンフレットと逐条解説書になっております。本日は念のため、お配りしております。

それでは、次第5、大和郡山市自治基本条例についてを御説明させていただきます。資料3をごらんいただけますでしょうか。

まず、自治基本条例とは何かということですが、自治の基本ルールのことです。市民、議会、行政が、まちづくりを協働して実現していくために、どのような理念を持って、また、誰がどのような役割を担って、どのような方法で決めるかを明らかにしたものが自治基本条例であります。

さて、なぜこの自治基本条例があるのかということですが、地方分権の進展や市民ニーズの多様化、また様々な市民活動が活発になってきたことから、市民と行政による協働のまちづくりを実現していくため、自治基本条例を制定したわけでございます。

全国の様子を見ますと、全国では約350の市町村、約1,700の自治体のうち2割の自治体が制定している状況でございます。奈良県内では、本市を含めまして4つの市町が制定しております。

続きまして、本市の自治基本条例制定までの経過について簡単に御説明申し上げます。

まず、平成19年8月に、策定委員会の委員の公募を行いました。当初、43名の公募委員の応募がございましたが、最終的には辞退などがありまして28名となっております。そこへ、お二人の学識経験者などを加えまして、（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会を設置し、平成19年8月に、第1回目の策定委員会を開催しております。その後、毎月1回程度、策定委員会を開催いたしまして、約2年4カ月で、合計28回の委員会を開催しております。

平成21年12月、最終となる第28回目の策定委員会において条例の素案を取りまとめました。

年が明けまして、平成22年1月に、市長へ、条例の素案を答申いたしました。その後、担当課である企画政策課を中心に、庁内で詳細部分についての検討と見直しを行っております。平成22年11月に、見直し後の条例素案を取りまとめ、パブリックコメントを実施いたしました。その後、パブリックコメントでいただきました御意見を踏まえまして、最終の条例案を作成いたしました。

平成23年3月に、最終条例案を市議会へ議案として提出し、議決を頂戴しております。その後、1年間、必要な制度の検討や庁内体制の整備、また条例の周知など、準備期間の1年間で条例の実行性を確保した上で、平成24年4月に条例を施行したものであります。

以上でございます。

**○B委員長** ありがとうございます。それでは、ただいま自治基本条例について説明いただきましたが、これについて何か御質問等ございますか。

基本的な内容なので特によろしいでしょうか。では、引き続き、次第6の自治基本条例の検証について、今日の本題ですが、事務局から説明をいただきます。よろしくお願ひします。

**○事務局** 続きまして、自治基本条例の検証についてでございます。資料3をごらんいただけますでしょうか。

まず、自治基本条例第32条におきまして、本条例の施行後、5年を超えない期間ごと

に、社会情勢等に適合するよう定期的に検討し、必要に応じて見直しをしなければならないことになっております。5年以内ですので、今年度、平成28年度中に検討及び必要に応じての見直しを行うわけでございます。そこで、この条例の検証を行うために、学識経験者、公募による市民、また、住民団体、産業界、行政機関、教育機関の代表により構成される自治基本条例検証委員会が設置されました。

続きまして、自治基本条例を制定している自治体において、検証の結果、改正が行われた自治体の主な内容を調べておりますので、資料4にて御説明させていただきます。

まず最初に、愛知県みよし市ですが、平成26年4月に自治基本条例の改正を行っております。内容につきましては、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓に、危機管理に関する規定を追加されております。また、前文の表現を一部見直しておられます。

危機管理に関しましては、本市の条例では、第6章、市政運営の第24条が該当しております。

続きまして、兵庫県篠山市でございます。こちらは平成24年4月に改正を行っております。改正の1つ目として、当時、篠山市の条例には危機管理の規定がなかったことから、東日本大震災を教訓に、改めて危機管理の考え方を定められております。他には、職員の倫理の保持や法令の遵守体制の整備を課題と捉え、また、公益通報者保護については平成18年に法制化されていることから、法令の遵守と公益通報について当時の条例に規定がなかったこともあり、それぞれの規定を追加されておられます。

これらにつきましては、本市の条例では、第5章、市長等の第12条に市職員の責務が、また、第6章、市政運営の第23条に公益通報が、前述のとおり第24条に危機管理の条項を整備しております。

続きまして、鳥取県鳥取市でございます。こちらは平成26年4月に条例改正を行っております。鳥取市も、市民の安全・安心の暮らしを守るため、災害等の不測の事態に備えるということで、その当時に規定がなかった危機管理の条項を追加されておられます。本市条例では、第24条が該当しております。

近隣の自治体では、奈良県生駒市が、平成27年3月に条例改正を行っております。生駒市は、検証した結果、新たに追加する項目や大きな変更、修正の必要はないという結論に至っておられますが、一部の条項について、現状の制度の運用状況などから、用語を一部見直されておられます。

参考資料としてお配りしているのは、先ほど4つの自治体の例でご説明申し上げました実際の改正文でございますので、今後ご議論の中で参考にさせていただければと思います。

続きまして、資料5でございますが、こちらは、検証の結果、改正しなかった自治体の主な内容であります。例えば、北海道江別市ですが、検討委員会において、変更や修正の必要はないと結論づけておられます。

次に、山梨県甲府市でも、特に変更や修正の必要はないという結論が出ております。ただ、条例が市民に浸透しているとはいえない状況である、また、1人でも多くの市民に理解してもらう必要があるなどの意見が出ているようであります。

愛知県日進市でも、条例の改正は行っておられません。条例の効果などを検証していく段階にあるといった意見が出ているようであります。

香川県丸亀市も条例改正は行っておられません。危機管理の規定の追加については、検討するなどの意見が出ているようであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○B委員長** ありがとうございます。今、説明いただいたとおり、改正した自治体、改正しなかった自治体の例を報告いただきました。改正した自治体の内容を見ていますと、既に大和郡山市では取り入れている内容ばかりで、本市の条例は対応できているようでございます。改正しなかった自治体については、それぞれの理由があり、改正はなかったということでございます。

では、これから各委員からの御意見を賜りたいと思いますが、どなたからでも結構でございますので、いかがでしょうか。

**○C委員** 住民投票のことでお聞きします。条例の第29条ですね。生駒市では住民投票条例ができたと前に新聞に出ていたと思います。このことについて、大和郡山市はどのように考えているかをお聞きしたいのですが。

**○事務局** 住民投票制度についてでございますが、条例第29条の条項をどうするかというのは、検証委員会の御意見を踏まえてからになります。ただ、現在の大和郡山市における住民投票に対するスタンスとしましては、住民投票条例については、常設型と個別設置型がございまして、何か重大な、市民の方全員で決めていただかねばならないような事案が起こったときに条例を設置する個別設置型で住民投票を行うことを考えております。生駒市は常設型ですので、あらかじめ条例を制定して、いつでも住民投

票ができるという状況になっております。

常設型にしますと、いろいろな議論が必要であります。例えば、何歳から投票できるとか、国籍条項をどうするとか、十分議論して慎重にじっくり検討する必要があります。そういったことから、市といたしましては、個別設置型で考えているところでございます。

○B委員長 C委員、いかがでしょうか。

○C委員 ありがとうございます。よく、わかりました。

○B委員長 ほか、何かございますか。

今、住民投票について御意見ありましたが、これは、常設型と個別設置型それぞれにメリット、デメリットがありまして、必ずしも常設型がいいとは限らない。混乱を招くケースも出てまいります。大和郡山市は、必要なときだけ設けるということですが、今までに設置が議論されるような事例はなかったのですか。

○事務局 今までは特にございません。調べたところ、どういった時に住民投票が行われたかという、多いのは市町村合併のときに、周辺の自治体と合併するかかどうかという論点での住民投票です。あとは、原発の誘致であるとか、自衛隊の基地を誘致するなどでの事例があります。当市の場合でも、そういう事柄が起きれば、住民投票をしていくことを考えていく必要があると思います。

○B委員長 非常に重要な御意見だと思います。

ほかは、どうでしょうか。

○D委員 今回、広報紙の「つながり」で公募委員の募集を見て、ずっと大和郡山市に住んでおりましたので、市のことをもっと知りたいという思いから応募させていただきました。実は自治基本条例のことを余り知りませんでした。周囲の方に聞いても、自治基本条例を御存じない方が多いように思います。修正する部分は、事前にいただいた条例の資料を読ませてもらったところ、ないと思いますが、もっと市民の方に条例のことを知ってもらうような工夫などが必要ではないかと思いました。

○事務局 確かに、D委員がおっしゃったように、私どもの広報の努力が足りなかったのかなという思いはあります。施行してから4年半が経っているんですが、自治基本条例に対してのご意見をほとんどいただかなかったということもあり、広報紙やホームページで触れる機会が少なかったということもあります。ただ今の御意見を踏まえまして、例えば、検証委員会の議事録などをホームページに掲載していくことを検討し



たいと思います。こちらの逐条解説書でございますが、自治基本条例を条項ごとに内容を説明した解説書になりますので、これを、支所や公民館に設置することなども考えていきたいと思っております。

**OB委員長** 先ほどの他の自治体の資料でも、改正しなかったが、市民には浸透していないという事例がありました。自治基本条例は市民と行政が一体になってまちづくりを行っていくのに非常に重要な条例でございますので、市民に条例を知っていただければ、先ほど市長がお話しされたような新たな活動の事例が出てくる可能性もあります。D委員からも貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

**OE委員** 今の話と少し重なりますが、市民というのは、市内に居住する者だけでなく、市内で働く者とか学ぶ者も含まれるということを今までほとんど認識していませんでした。職場で、奈良市から働きに来てる者がいて、君も市民にあたるという話をしたところなんですが、住民や働いておられる方なんかも同じではないかなと思います。そのような部分も、PRしていただけたらと思います。

**OB委員長** 今、御意見ございましたが、条例の中で、市民の定義はあるのですか。

**事務局** 第2条にございます。

**OB委員長** 第2条、市民は、市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び市内で事業を営むもの。事業を営むものというのは、法人も含めますか。

**事務局** 法人も含めます。

**OB委員長** 通常は、居住してらっしゃる方が市民という認識がありますが、そうではないと。

**事務局** そうです。

**OB委員長** 大和郡山市の行政に関わっている方は全てが市民の対象となっているわけですね。まちづくりには、いろいろな方々の連携が必要ですので、そこはもう少しアピールできたらいいですね。E委員、貴重な御意見ありがとうございました。

ほかは、いかがでしょうか。検証委員会ですので検証もしないといけません。

今日は、いろいろな立場の方が来ていただいているのですが、どうでしょう。自治基本条例ということで、まちづくりに関して、いろいろな団体等が、大和郡山市において、協働で何か行われてるのかどうかという感触はいかがでしょう。

**OF委員** 私もいろいろな催しに関係させてもらっているのですが、どれだけの市民の方

が知ってくれているのかということとは、いつも不安に思ってるんです。私たちは、平均年齢が60代後半から70歳ぐらいの女性ばかりのメンバーで、いろいろな行事をさせてもらってます。私たちの年代は、いろいろなことに危機感を感じるころがあり、自分たちの居場所というのがすごく問題になっております。そういう居場所や場面を作り出すためにも、この会で活動しています。危機管理に関係しますが、お年寄りは1人で住んでおられる方もたくさんいらっしゃいますし、災害時も含めてお年寄りにいろいろな形で接していきながら、大和郡山市のつながりというのをつくっていったらなと思っています。

**OB委員長** ありがとうございます。今は、女性の活躍の時代とも言われてますし、高齢化が進む中で、高齢者世代も活躍する場面が大事です。

**OF委員** 年を取ってきたからといって引っ込んでしまってはどうにもできません。出ていくようにはしていますし、年齢も、もう70歳やねんというよりは、まだ70歳やねんという気持ちで頑張っていけたらいいなと思っています。

**OB委員長** コミュニティーとしての自治会は、自治基本条例の中でも重要な地域の組織です。何か御意見ないでしょうか。

**OG委員** 市には、二百三十数名ぐらいの自治会長がおられます。そして、さらにたくさん自治会員の方がおられますが、その方たちに大和郡山市自治基本条例が恐らく浸透していないと思います。条例ができてから数年も経っているわけですから、先ほどもお話が出たように、PRが不足してるんじゃないかと思います。もう少しわかりやすく丁寧にPRをしていただけたらと思います。

**OB委員長** わかりました。ありがとうございます。

自治基本条例という存在を知って、行政へ参画していくわけですから、その参画がないと条例の意味がないです。

教育の面から、子どもたちに関してはいかがでしょう。

**OE委員** そうですね、全く知らない状況かなと思います。日本国憲法であれば小学6年生になれば勉強します。大和郡山市の最上位の条例ですから、学校でこういうものがあるよということを知ってもらうのも一つの方法ですね。僕も事前にいただいた自治基本条例の資料を読んで、詳しい内容を知ることができました。子どもたちが知れば、数年後、大人になったときに、まちづくりのためになっていくのかなと思います。

**OB委員長** ありがとうございます。

法人である市民の立場としてはいかがでしょうか。

○H委員 昭和工業団地には、協議会加盟企業として約80社、地域内には約140社あるんですが、自治基本条例があるということを、昭和工業団地の行事の中で発信していければいいかなと考えています。月に1回、役員会があって、前にも市や県に関係することを説明したこともありますし、会員企業には、役員会の議事録を発信している状況です。そういうのを利用しながら、昭和工業団地でも勉強させていただければいいかなと思います。

○B委員長 先ほど公募委員のD委員も、広報紙を見たのがきっかけで条例を知り、参加されたとおっしゃっていました。やっぱり周知が足りないところがあるみたいです。条例の内容的には、基本的な条項は盛り込まれており、改正した自治体が追加した条項の内容も入っていますので、恐らくは問題ないと考えられます。ただ、各委員の御意見を聞いていると、せっかくいいものをつくったのに市民に知られていないところがあるように感じますね。

ほかはどうでしょう。I委員、何かございますか。

○I委員 特にはないですが、まちづくりの担当課はどちらですか。

○事務局 まちづくりに関しては、企画政策課、地域振興課、都市計画課などの部署で主に担当しております。

○I委員 まちづくりをみんなでしましようというのが、この条例の趣旨だと思うのですが、では、どうやってまちづくりをするかというのが市民にとっては少し曖昧かなと思います。市民に周知するのであれば、どこで何をするかということが、市民の方にわかるように、もう少し具体性があってもいいかなと思います。

○B委員長 ありがとうございます。私もいくつかの自治体に関わっていますが、最近は、行政と住民の協働によるまちづくりの場面で、興味のある一部の人は積極的に参加されるんですが、そうでない多数の住民の方にとっては、まちづくりというのが、ぴんと来ないんですね。何か壁があるというか、入りづらいというか。そういう意味では、自治基本条例をつくっても、なかなか機能しないという課題が生じています。立派な解説書をつくっていただいているんですが、市民の方が読まれても、文字ばかりでわかりにくいかもしれません。

何かイラストを入れるとか、パンフレットような工夫があればよいかもしれません。

○I委員 パンフレットの4ページにまちづくりの例が書いてありますが、例えば、パブ

リックコメントにしても、どのような機会に、どういうふうに意見を言うのかということが、周知されていれば、市民もまちづくりに関わりやすくなるなどの効果があるのではないのでしょうか。

○事務局 I委員の御意見に関連してなんですが、例えば、自治基本条例ができるまでは、市の様々な計画、まちづくり関係や福祉関係などの計画をつくるときに、市民の方に関わってもらうことが非常に少なかったんです。しかし、自治基本条例ができてからは、計画などをつくる委員会に、基本的には市民から公募した委員に入っていたかようなになりました。また、委員長がおっしゃったように、広報紙やホームページを使った公募委員の募集方法だけだと、興味のある方に偏ることもありますので、総合計画を策定する時の市民ワーキングでは無作為に抽出したアンケート対象者の方の中から申込みをいただくような方法もとっております。

できるだけ広く市民の方に、まちづくりに参加していただくという面から考えると一定の効果は出てきているかなと感じているところでございます。

○C委員 G委員がおっしゃったように、市内に230以上の自治会があるんだったら、徐々に浸透させていくには、自治会単位でパンフレットを配って、住民に基礎的な情報から広めるのがいいのではないのでしょうか。解説書のように、表紙が立派で中身が難しいものよりは、わかりやすいもので自治会から広めていくというのが1番大切かなと思います。先ほどF委員もおっしゃったように、自治会には、お年寄りがいて、私達でも元気と思っても、いつかは体や足腰が弱ってきて、買い物はどうする、あそこへ行くにはどうするなど、細かいことですが、市民の生きた意見が出てくるのが自治会です。

なかなか、自治基本条例をすぐに理解しようと思っても難しいので、やっぱり自治会単位で、少しずつ広めるのがいいかなと思います。

○B委員長 貴重な御意見ありがとうございます。要するに、皆さんの思っただけのことでは、自治基本条例自体はいいものができているけど、これを機能させるには、1人でも多くの市民の方に理解をしていただくということが課題となっているということのようです。それが、今日の議論の中心ですね。パンフレットは配布しているんですか。

○事務局 各戸には配布しておりません。市役所や各支所に設置しているという状況でございます。

- B委員長 条例や逐条解説書は、市のホームページには、ないのですか。
- 事務局 条例はホームページに載せていますが、逐条解説書は載せておりません。
- B委員長 最近は、インターネットも普及しているので、ホームページにさえ載っていれば見ることはできますね。みんながみんな見るわけではないかもしれませんが。
- F委員 ホームページってなかなか見ないですよ。
- D委員 「つながり」に見やすく、わかりやすいパンフレットを挟んでいただくのが、主婦としては必ず見るものですので、目にとまりやすいかと思います。
- B委員長 費用もかかるでしょうが、そういう方法も一つの方法ですね。ありがとうございます。

内容については、特に御意見は出てこなかったのですが、先ほども申しあげましたように、大和郡山市の自治基本条例は、先行している他の自治体の事例も含めて、ほぼ網羅して整備されているということで、問題なさそうに思います。社会情勢の変化はありますが、最近、我々にとって大きく関心のある災害についても、危機管理の条項が入っています。

- F委員 なかなかいい条例ですよ。
- B委員長 今日の時点で、十分意見がまとまっていらっしゃらない方もおられると思いますので、もしこんなことも必要じゃないかということがあれば、後日で結構ですので、お知らせいただければと思います。

他の自治体の事例では、先ほど申しあげた山梨県甲府市のように周知を進めるということ以外に、愛知県日進市のように条例ができたことによって何か変化があったのかということも問われています。大和郡山市では、条例ができたことによって何か変化はなかったのですか。

- 事務局 市民のまちづくりへの参加という面で言いますと、例えば、まちづくりアイデアサポート事業というものがございます。市民に無償の労力で様々な事業をしていただくというものですが、ここ数年で非常に活動が盛んになってきたという事例がございます。また、先ほど申しあげました、各委員会に、市民の公募委員に参加していただいている事例などもございまして、徐々にまちづくりの土壌ができつつあるのかなと感じております。
- B委員長 自治基本条例の策定委員会に参加された市民公募委員の方々は、その後は何か活動をされたりしているのですか。

○事務局 まちづくりアイデアサポート事業に参加されたりしている方が結構いらっしゃいます。

○B委員長 この検証委員会においては、あら探しをするのではなく、自治基本条例ができたことによって何かプラスの効果があつたなら、それを確認するのも検証です。条例ができたことによって、市民と行政の協働のまちづくりの1つの事例としてアイデアサポート事業のことであるとか、各種委員会に公募委員が入る事例が増えてきたこととか、そういうことも検証結果ですから、それは評価できると思います。具体的に何かあれば、この委員会で評価をすればいいと思います。

ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。何か気づいたことがあれば、随時、事務局に御意見ををお願いします。

それでは、次第7のその他でございますが、事務局から何かございますか。

○事務局 では、今後のスケジュールについて御説明させていただきます。資料3をご覧ください。まず、本日の9月29日、第1回検証委員会を開催させていただきました。次に、先ほど委員長からも御説明ありましたが、見直し案や御意見がございましたら、10月14日までに事務局までお願いいたします。10月14日までにいただきました御意見の取りまとめを行い、第2回の検証委員会を開催させていただきます。第2回検証委員会ですが、11月2日、水曜日の午後2時から開催を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。また、改めてお知らせさせていただきます。

さて、1つ目のパターンとして、御意見等をいただいた結果、条例の見直しがない場合は、第2回検証委員会で答申書の案をお示しする予定をしております。答申書の案に対して、御意見をいただき、それを反映した後に、市長に答申書を提出いたします。そして、本年12月の市議会定例会で検証結果を報告させていただく予定でございます。

2つ目のパターンとして、条例を見直す必要があるという御意見が出た場合につきましては、第2回検証委員会で、条例の改正案をお示しする予定をしております。その後、12月頃に第3回検証委員会を開催いたしまして、第2回検証委員会での御意見を踏まえて、答申書の案をお示したいと考えております。その後、市長に答申書を提出いたしまして、来年1月頃に条例改正に関するパブリックコメントを実施いたします。そして、来年3月の市議会定例会で条例改正の提案を行うというスケジュールになっております。

以上でございます。

○B委員長 ありがとうございます。条例の見直しがない場合とおっしゃいましたが、多少の文言の微調整や微修正とかは、改正なしと考えていいのですか。それとも、条文を一語でも変えれば、改正となりますか。

○事務局 改正となります。

○B委員長 そうすると、2つ目のパターンですね。例えば逐条解説書の修正はどうなりますか。

○事務局 逐条解説書の修正は、条例改正ではないので1つ目のパターンとなります。

○B委員長 今日は、逐条解説書について事務局より何かありますか。

○事務局 それでは、逐条解説書について、資料を用意しておりますので、ご説明させていただきます。

逐条解説書については、事務局として修正を考えているところがございます。資料6でございますが、4箇所の修正案がございます。

まず、第17条、これは逐条解説書で申し上げますと16ページでございますが、逐条解説書と交互にご覧いただくとややこしくなるかと思いますので、資料6を中心に御説明をさせていただきます。

第17条は、出資法人等に対する指導という項目でございます。市が出資している法人や職員を派遣している法人について、市が監督指導する内容などを規定しているわけですが、条例施行後に公益法人制度の改革や、土地開発公社の解散などがございましたので、それに伴いまして、現状に合わせ、下線部のとおり、修正を考えているところであります。

続きまして、第20条は、市が保有する個人情報の保護について定めております。マスクミなども話題になっておりましたマイナンバーに関することございまして、平成28年1月より始まっている個人番号制度に関する部分を追加しております。下線部のとおり「(番号制度による特定個人情報を含む)」というところが、個人番号制度に関する追加部分でございます。

続きまして、第23条は、平成18年4月に施行された公益通報者保護について定めている条文であります。第3項では、公益通報について必要な事項は別に定めるとなっておりますが、平成24年4月1日に、大和郡山市職員の公益通報に関する事務取扱要綱を定めております。自治基本条例に基づき委任された要綱が整備済みでありますので、その部分を追加しております。

最後が、第32条で、本日もご検証いただいておりますが、自治基本条例の検討及び見直しに関する部分でございます。条例の検討及び見直しを行う委員会については、別に定めるとしていることから、資料2の大和郡山市自治基本条例検証委員会運営要綱を平成28年7月1日から施行しております。これも条例に基づき委任された要綱として整備済みでありますので、この部分を追加しております。

以上でございます。

**○B委員長** ありがとうございます。

以上のように説明いただきましたので、参考にして頂いた上で10月14日までに御意見を頂戴したいと思います。

それでは、次回は11月2日でございます。これまで、全体を通して何か御意見あれば伺いたいと思いますが、どうでしょうか。特にございませんか。

これで、本日の議題は全部終了しましたので、事務局にお返しいたします。

**○事務局** 以上をもちまして、第1回大和郡山市自治基本条例検証委員会を終了させていただきます。委員の皆様、本日はありがとうございました。